

前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例

届出等の手引き

令和7年5月

前橋市

用語の説明

この手引きで使用している用語の意味は次のとおりです。

	用 語	説 明
1	条例	前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例
2	規則	前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則
3	土砂等	土砂及び土砂に混入し、又は付着した物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物を除く）
4	埋立て等	土地の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積（製品や製造又は加工のための原材料の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積を除く）。路盤材として使用される砕石や砂利の搬入は対象外とする。
5	土砂等埋立等区域	土砂等による埋立て等を現に行う区域
6	特定事業	土砂等埋立て等を行う事業であって、土砂等埋立等区域の面積が1,000㎡以上であるもの 特定事業を行うには、原則として市長への届出が必要
7	特定事業区域	特定事業を行う一団の区域 土砂等埋立等区域に加えて、現場事務所や駐車場、排水施設等区域が含まれる
8	土壌検査	土砂等を採取し、その土砂等に含まれている有害な物質等の濃度を測定するもの
9	水質検査	特定事業区域から排出される水がある場合に、その水を採取し、その水に含まれている有害な物質等の濃度のほか、水素イオン濃度を測定するもの

＜届出先・問合せ先＞

〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市環境部廃棄物対策課指導係
TEL 027（898）5840（直通）
FAX 027（223）8524

目 次

I	前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例の概要	1
II	特定事業を実施する上での一般的事項	4
III	各届出等に係る留意事項	7
IV	埋立て等施工中の土壌検査	10
V	埋立て等施工中の水質検査	16
別記 1	特定事業土砂等搬入計画届出書の記載要領	20
別記 2	特定事業区域の周辺の地域の生活環境 の保全に関する計画書	29
別記 3	土砂等搬入届出書の記載要領	31
別記 4	特定事業土砂等搬入計画変更届出書の記載要領	37
別記 5	特定事業完了届出書の記載要領	39
別記 6	特定事業廃止又は休止届出書の記載要領	41
VII	罰則等	43

I 前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例の概要

前橋市では、汚染された土砂等の搬入による生活環境の被害を防止するとともに、土砂等の崩落による災害の発生を防止するため「前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例」（以下「条例」という。）を平成26年7月1日に施行しました。

今般、盛土等による災害の防止を目的とした宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）が、令和7年5月26日より本市で適用されることから、生活環境の保全を主目的として条例を改正し、同日付けで施行することとなりました。

この条例では、土砂の埋立てを「土地の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積（製品の製造又は加工のための原材料の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積を除く。）をいう」と定義し、山間部の谷地の埋立て、農地改良等、土砂を用いて土地の埋め立てや盛土等を行う行為を対象としています。

また、建設工事等から発生する建設発生土も対象であり、一定規模以上の土砂等の埋立て等を行う事業を「特定事業」としています。

なお、今般の改正では、特定事業に係る許可制度を届出制度に変更しています。

禁止される埋立て等

- ・ 土壌基準に適合していない土砂等による埋立て及び改良材を使用した土砂等の埋立て
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物（条例第2条第1号）による埋立て

※ 埋立て可能な土砂の性状：

国土交通省令で定める、第一種建設発生土、第二種建設発生土、第三種建設発生土

これらにセメント、石灰等を混合し、化学的安定処理をしたものや産業廃棄物に該当する汚泥等を埋め立てることはできません。（前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第10条）

1 特定事業の手続き

事業者は、土砂等埋立て等を行う事業であって、造成前の土地に対して、土砂等埋立て等区域の面積が1,000㎡以上であるときは、規則等で定める場合を除き、生活環境の保全に関する計画を定め、市長へ届け出なければなりません。

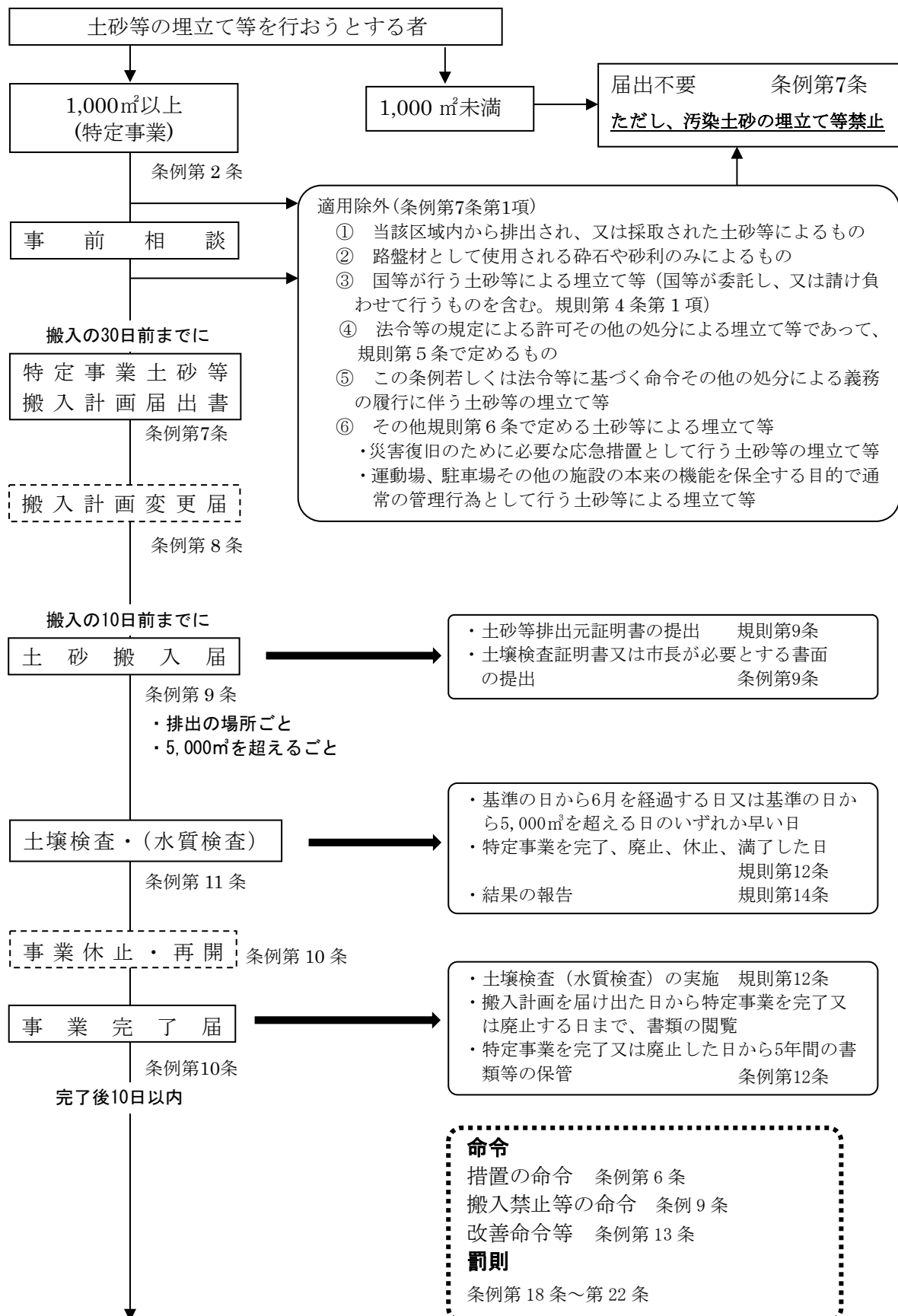
《面積1,000㎡の取り扱い》

- ・ 当初の予定が1,000㎡未満であっても、事業の変更等（隣接の追加等）により、1,000㎡以上の搬入になった場合は、特定事業とみなします。
- ・ 複数の埋立て等を単に分けて行う場合は、それぞれの堆積に係る土地の面積を合算して取り扱います。
- ・ 1,000㎡未満の区画に搬入の後、敷き均した時に1,000㎡以上となった場合は、敷き均し後の面積を事業区域として取り扱います。

2 特定事業の届出（条例第7条関係）を要しないもの（適用除外）

- (1) 当該区域内から排出され、又は採取された土砂等によるもの
- (2) 路盤材として使用される砕石や砂利のみによるもの
- (3) 国、地方公共団体その他規則第4条第1項で定める者（以下：国等）が行う土砂等による埋立て等（国等が委託し、又は請け負わせて行うものを含む）
- (4) 法令又は他の条例（以下：法令等）の規定による許可その他の処分による埋立て等であつて、規則第5条で定めるもの
- (5) この条例若しくは法令等に基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う土砂等の埋立て等
- (6) その他規則第6条で定める土砂等による埋立て等
 - ・ 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂等の埋立て等
 - ・ 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う土砂等による埋立て等

3 特定事業に係る届出フロー図



Ⅱ 特定事業を実施する上での一般的事項

1 他法令による規制の確認

特定事業の実施場所、規模、態様等によっては、他法令の規制を受けることがありますので、条例に基づく届出等とは別に各法令に基づく手続きが必要になります。特定事業の届出等を行う前に、他法令による諸手続きの有無を十分確認してください。

特に、令和7年5月26日から本市で施行される盛土規制法の規制対象は、条例の対象と重複することが考えられますので、条例の手続きをしようとする場合は、前橋市開発指導課に必ず問い合わせてください。

主な法令等の名称	必要な手続き	確認先
宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成等、特定盛土等又は土石の堆積の許可等	前橋市 開発指導課
都市計画法	開発許可	前橋市 建築指導課
森林法	林地開発許可、伐採届	前橋市 赤城森林事務所 群馬県 渋川森林事務所
農地法	農地転用許可等	前橋市 農業委員会事務局
群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例	開発事業の承認等	群馬県 地域創生課 土地・水対策室
文化財保護法	発掘調査等	前橋市 文化財保護課
道路法、河川法等 (法定外公共物：赤道、青道等の 取扱い及び搬出入経路を含む)	道水路・河川の占用工事 接道工事、排水処理工事等 の必要性確認	前橋市 道路管理課等 (大胡、宮城、粕川地区は 東部建設事務所) 群馬県 前橋土木事務所
建築基準法 (仮設事務所等の設置の場合は 不要)	必要性の確認	前橋市 建築指導課
大気汚染防止法(粉じん)、 騒音規制法、振動規制法	該当か否かを確認	前橋市 環境政策課
前橋市自然環境、景観等と再生可 能エネルギー発電設備設置事業と の調和に関する条例	該当か否かを確認	前橋市 都市計画課

上記の他にも、地形・地目・指定地域等により手続き等が必要となる場合があります。

2 土地所有者への説明

特定事業が借地の場合は、土地所有者の承諾書が必要です。承諾を受ける際は、後日紛争等が生じることがないように、事業計画の内容を土地所有者に十分説明してください。

また、隣接地の所有者等だけでなく自治会や近隣住民に対しても、事業開始前に事業計画の内容を説明するとともに、事業開始後は、施工に伴う騒音・振動・砂塵の抑制、土砂運搬車両の運行配慮、その他特定事業に関する要望等への対応に努めてください。

3 土砂等の性状による搬入の制限

次に掲げる土砂等は、特定事業区域に搬入してはいけません。

- (1) 土砂条例で定められている土壌基準に適合していないもの
- (2) 国土交通省令で定められている第一種建設発生土、第二種建設発生土、第三種建設発生土のいずれにも該当しない性状のもの
- (3) (2)にセメントや石灰を混合し、化学的安定処理をしたもの
- (4) 産業廃棄物に該当するもの

4 土砂等の搬入の事前届出

特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、搬入しようとする日の10日前までに市長に届け出なければなりません。(様式第4号：土砂等搬入届出書)

排出場所が変わると、搬入量が5,000m³を超えるごとに届け出なければなりません。

届出書には、**排出元証明書**や搬出する場所ごとに**土壌検査証明書**等を添付しなければなりません。

5 施工管理等

特定事業の施工に当たっては、周辺地域の生活環境保全計画に則り施工するとともに、特定事業区域に土砂等を搬入するときは、時間帯、交通量及び近隣の状況等を把握したうえで、交通安全対策に十分配慮し、併せて道路等の保全に努めてください。

6 事業内容の変更

特定事業の内容を変更しようとするときは、一部の変更を除き、事前に変更の内容を届出なければなりません。(届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名に係る変更をしようとするときは、届出時期等についてあらかじめ相談してください。)

7 土壌検査・水質検査の実施

特定事業区域内の土壌検査及び水質検査は6か月ごとに実施し、検査結果を市長に報告しなければなりません。

6か月が経過しなくても、搬入した土砂等の数量が5,000m³を超えるごとに検査を実施しなければなりません。

検査に用いる試料を採取するときは、市の担当職員が立ち会いますので、事前に日程を調整してください。

8 立入検査への対応

特定事業の実施中は、市の担当職員が適宜立入検査を実施しますので、検査に応じてください。検査の結果、問題が認められた場合は改善を指示しますので、指示に従ってください。

9 汚泥等の適正処理

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定める汚泥や、「土壤汚染対策法施行規則」等に定める基準に適合しない汚染土壌は、各個別法令によって定められた処理方法によって適正に処理してください。

10 その他届出等の提出に係る留意事項

- (1) 届出書の押印は原則として不要ですが、証明書、承諾書等「印」があるものは押印してください。
- (2) 届出等を行政書士等が代行する場合は、委任状を必ず添付してください。
- (3) 届出等の提出部数は1部とします。控えが必要な場合は、別途用意してください。
- (4) 各種届出を行う者は、特定事業を行なう者（その使用人を含む。）又は(2)の代行者のみとします。それ以外の方からの届出等は受け付けませんので注意してください。

Ⅲ 各届出等に係る留意事項

1 届出の事前準備

- ① 特定事業区域・土砂等埋立て等区域の確認
特定事業区域等を明確にします。(木杭(赤スプレーを塗布)等の打設など)
- ② 測量を実施し、特定事業区域の平面図・縦断図・横断図・排水施設計画図等を作成してください。(例：測点間隔を原則20mとし、測点には木杭を打設)
- ③ 上記①②の作業後に、特定事業区域・土砂等埋立て等区域の着工前の現況写真を撮影
- ④ 特定事業に関する届出書等の様式及び作成内容については、以下を参照してください。
 - ・ 特定事業土砂等搬入計画届出書の記載要領……………別記1
 - ・ 特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全
に関する計画書記載例……………別記2

特定事業土砂等搬入計画届出書の提出



市の確認

市による審査、事業計画の確認



土砂等搬入届出書の提出

埋立ての開始

2 土砂等搬入届出から完了検査まで

(1) 土砂等搬入届

土砂等を搬入する日の10日前までに土砂等搬入届出書（様式第4号）を市に提出する

- ① 排出場所ごと。
- ② 同一の場所からの搬入量が5,000m³を超えるごと。（※一度に最高5,000 m³まで）
- ③ 排出元証明書（様式第5号）及び土壤検査証明書等を添付する。

- ① 搬出場所から直接搬入せず、一時仮置き場（ストックヤード等）を経由する場合は、その一時仮置き場から排出する土砂の土壤検査証明書を添付し、土砂等搬入届出書を提出してください。
- ② 土砂等搬入届出書等の様式及び作成内容については、以下を参照してください。
 - ・土砂等搬入届出書の記載要領……………別記3

(2) 埋立て

- ① 日頃から、搬入された土砂等の量などの詳細がわかるように、土砂等の搬入に係る記録簿を作成するように努めてください。
- ② 要所ごとに写真の撮影に努めてください。

(3) 書類の閲覧・備置き

- ① 事務所・事業所等には、特定事業土砂等搬入計画届出書、土砂等搬入届出書及び土壤検査・水質検査に係る報告書の写し並びにその添付書類の写しを備え付け、搬入計画を届けた日から当該届出に係る特定事業を完了し、又は廃止する日までの間、利害関係者が随時閲覧できるようにしてください。
- ② 特定事業を完了し、又は廃止した日から5年間、上記①の書類及び図面を保存してください。

(4) 埋立て等施工中の土壤検査、水質検査

土砂等搬入開始後の経過期間（6か月）、又は搬入土量（5,000 m³）に応じて、土壤検査等を実施し、報告期限までに結果を市長に提出する
※詳しくは、「Ⅳ 埋立て等施工中の土壤検査」及び「Ⅴ 埋立て等施工中の水質検査」のページを参照してください。

- ① 特定事業区域から排出される水がある場合には、土砂等搬入開始後の経過期間（6か月）、又は搬入土量（5,000 m³）に応じて、水質検査を実施し、報告期限までに結果を市長に提出してください。
- ② 試料採取は、市長の指定する職員の立会いの上、実施してください。
- ③ 土壤検査の方法は、規則第12条第4項により実施するものとします。また、水質検査については、規則第13条により実施してください。

(5) 変更の届出

- ① 特定事業者は、条例第8条の規定により当該特定事業の内容を変更しようとするときは、規則第8条の規定による**特定事業土砂等搬入計画変更届出書（様式第3号）**を市長に提出してください。
- ② 変更届出書等の様式及び作成内容については、以下を参照してください。
- ・ 特定事業土砂等搬入計画変更届出書の記載要領……………**別記4**

(6) 完了時等の届出等

特定事業を完了したときは、特定事業完了届出書（様式第9）を、完了した日から10日以内に提出する

※ 廃止、又は休止したときは、特定事業廃止（休止）届出書（様式第10）を提出する。

特定事業を完了したときは、その日をもって特定事業区域内の土壌検査を実施し、結果を市に提出する

※ 特定事業を廃止、休止、期間が満了したときも土壌検査を実施する。

- ① **特定事業完了届出書又は特定事業廃止（休止）届出書**を提出後、適宜、市の確認を受けてください。
- ※ 規則第11条第2項により、出来形図面等（平面図、断面図、排水施設図、土砂等容量計算書等）を添付。
- また、**特定事業廃止（休止）届出書**については、特定事業区域以外の区域への土砂等の飛散及び流出を防止するために必要な措置に関する図面を添付してください。
- ② 特定事業の完了、廃止、休止、期間が満了した時は、規則第12条の規定に基づき土壌検査を実施し、結果を市長に提出してください。
- 試料採取は、市長の指定する職員の立会いの上、実施するものとします。
- ③ 市は、土壌検査の採取時に立ち会うとともに、周辺の地域の生活環境の保全に関する計画に適合しているか否かについて確認します。
- なお、適合していない場合は、必要な措置を指示します。
- ④ **特定事業完了届出書等の様式及び作成内容**については、以下を参照してください。
- ・ 特定事業完了届出書の記載要領……………**別記5**
 - ・ 特定事業廃止又は休止届出書の記載要領……………**別記6**

IV 埋立て等施工中の土壌検査

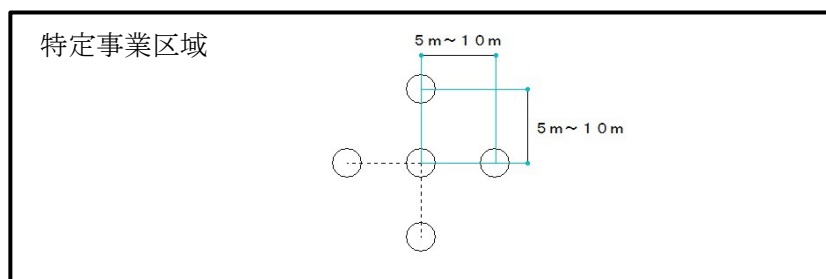
1 土壌検査の実施方法

- (1) 特定事業区域内の土壌検査は、土砂等の搬入を開始した日（又は前回の検査基準日）から6か月を経過する日、又は、土砂等の搬入を開始した日（又は前回の検査基準日）から計算して搬入土量5,000 m^3 を超える日のいずれか早い日に、市の立ち会いのもとに土壌を採取し、検査を行ってください。
- (2) 特定事業区域内の土壌検査は、次の表の左欄に掲げる土砂等埋立て等区域の面積に応じ、当該土砂等埋立等区域をそれぞれ同表の右欄に掲げる数以上の区域に等分して行います。

0.3ヘクタール未満	1
0.3ヘクタール以上1ヘクタール未満	2
1ヘクタール以上2ヘクタール未満	3
2ヘクタール以上3ヘクタール未満	4
3ヘクタール以上4ヘクタール未満	5
4ヘクタール以上5ヘクタール未満	6
5ヘクタール以上6ヘクタール未満	7
6ヘクタール以上7ヘクタール未満	8
7ヘクタール以上8ヘクタール未満	9
8ヘクタール以上9ヘクタール未満	10
9ヘクタール以上10ヘクタール未満	11
10ヘクタール以上	12

- (3) 土壌検査のための試料とする土砂の採取は、(2)により等分された区域の中央点、及びその交点に直角に交わる二直線上の当該中央点から5～10mまでの4地点の計5地点から採取し、(2)により等分された区域ごとに混合し、それぞれ1つの試料とします。（図-1参照）
（当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央地点と、当該区域の境界との中間地点の4地点の計5地点）

図－1 土壌検査試料採取方法



図は、土砂等埋立て等区域の面積が0.3ヘクタール未満で1か所採取の例

- (4) 土壌検査は、規則別表第1（P12、P13参照）の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の測定方法の欄に掲げる測定方法により行ってください。

2 土壌検査の報告

1 (1)に該当することとなった場合は、その日から1か月以内に、また、特定事業を完了し、廃止し、若しくは休止したとき又は特定事業の期間が満了し検査を行なうこととなった場合は、市長の定める日までに、**特定事業区域内土壌検査等報告書（様式第12号）**に下記の関係書類を添えて市長に報告してください。

なお、規則第12条で定める期間に土砂の搬入が無い時は、その旨を記載した書面の提出により、土壌検査を免ずることができます。

- (1) 検体試料採取調書（様式第6号）
- (2) 土壌検査証明書（様式第7号）
- (3) 当該検査に係る土砂等を採取した地点の位置図
（縮尺100分の1～1,000分の1）
- (4) 上記(3)の採取状況を撮影した現場写真

特定事業区域内土壌検査等報告書及び関係書類一覧

書類番号	届出書・添付書類	様式	作成上の留意事項及び明示する事項	縮尺等
1	特定事業区域内土壌検査等報告書	様式第12号	書類番号2、3、4、5を添付すること。	
2	検体試料採取調書	様式第6号		
3	土壌検査証明書	様式第7号	計量士（計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された者であつて、計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）第50条第1号に規定する環境計量士（濃度関係）であるもの）が発行したものに限る	
4	土壌検査の試料を採取した位置図	任意の様式	・位置図は、周辺の状況が判明できるもの ・現況写真は、排出場所の概ねの全景、及び、採取状況が撮影されたもの	1/100～ 1/1,000
5	採取状況を撮影した現場写真	任意の様式		

規則別表第1（第3条、第12条関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき 0.003ミリグラム以下	日本産業規格K0102-3 14・3、14・4又は14・5に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	日本産業規格K0102-2 9・3・2若しくは9・3・3の蒸留操作を行い、9・4、9・5、9・6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）若しくは9・7の分析を行なう方法又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。）付表1（蒸留操作は装置にて行なう。）に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	日本産業規格K0102-4 7・2・1及び7・2・3に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはE P Nにあっては日本産業規格K0102-4 7・2・1、7・2・2・2及び7・2・5又は7・2・1及び7・2・6に定める方法（ただし、7・2・6に定める方法により測定する場合において、7・2・2のクリーンアップを行うときは、7・2・2・2に定める操作とする。）
鉛	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0102-3 13・2、13・3、13・4又は13・5に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0102-3 24・3（24・3・3及び24・3・7を除く。）に定める方法
砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下（埋立て等を行う場所の土地利用目的が農用地（田に限る。銅の項及び別表第3備考2において同じ。）である場合にあっては、検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満）	検液中濃度に係るものにあつては日本産業規格K0102-3 20・2、20・3、20・4又は20・5に定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき 0.0005ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び昭和49年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき 0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0125 5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき 0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき 0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月環境庁告示第10号。以下「平成9年3月環境庁告示第10号」という。）付表に掲げる方法
1,2—ジクロロエタン	検液1リットルにつき 0.004ミリグラム以下	日本産業規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき 0.1ミリグラム以下	日本産業規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき 0.04ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125 5.1、5.2、5.3.1に定める方法
1,1,1—トリクロロエタン	検液1リットルにつき 1ミリグラム以下	日本産業規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法

項目	基準値	測定方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき 0.006ミリグラム以下	日本産業規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき 0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき 0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき 0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき 0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0102-3 26・2、26・3又は26・4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき 0.8ミリグラム以下	日本産業規格K0102-2 5・2及び5・3、5・2及び5・4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）、5・2（蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び5・5又は5・2及び5・6に定める方法
ほう素	検液1リットルにつき 1ミリグラム以下	日本産業規格K0102-3 5・2、5・5又は5・6に定める方法
1,4-ジオキサン	検液1リットルにつき 0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
水素イオン濃度指数	4以上9未満	地盤工学会基準JGS0211-2009に定める土懸濁液のpH試験方法

備考

- この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125 5・1、5・2又は5・3・2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125 5・1、5・2又は5・3・1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

様式第 1 2 号

特定事業区域内土壌検査等報告書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

住所
報告者 氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 1 1 条第 1 項の規定による特定事業区域内土壌検査等の結果を次のとおり報告します。

対 象 と な る 搬 入 計 画 届 出 書 の 届 出 年 月 日	年 月 日
変 更 を 届 け 出 た 年 月 日	年 月 日
土砂等又は排出水の採取地点・・・・・・別添位置図、現場写真及び検体試料採取調書 (様式第 6 号) のとおり	
土壌に係る検査証明書・・・・・・別添のとおり	
水質に係る検査証明書・・・・・・別添のとおり	

備考

- 1 不要の文字は、二重線で消すこと。
- 2 変更届のあった時は、その都度行を挿入し、届出日を記入すること。

様式第 6 号

検体試料採取調書

年 月 日

住所
届出者 氏名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

住所
採取者 所属
職 氏名
電話番号

別添の検査証明書の検体試料を次のとおり採取しました。

検 体 区 分	
報 告 区 分	土壌検査 (搬入・定期・廃止・完了) 水質検査 (定期・廃止・完了)
採 取 年 月 日	
採 取 時 の 天 候	
土 壌 検 査 の 場 合 の 採 取 深 度	

備考

検体区分の欄には、この調書に係る土壌検査証明書又は水質検査証明書に記載された検体番号等を記載すること。

土壌検査証明書					
年 月 日 様				分析機関名 代 表 者 所 在 地 電 話 番 号 環境計量士	
年 月 日に依頼のあった検体について、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。				印 （検体番号 ）	
項目	単位	測定値	基準値	測定方法	
カドミウム	mg/ℓ		0.003		
全シアン	mg/ℓ		不検出		
有機燐	mg/ℓ		不検出		
鉛	mg/ℓ		0.01		
六価クロム	mg/ℓ		0.02		
砒素	mg/ℓ		0.01		
総水銀	mg/ℓ		0.0005		
アルキル水銀	mg/ℓ		不検出		
PCB	mg/ℓ		不検出		
ジクロロメタン	mg/ℓ		0.02		
四塩化炭素	mg/ℓ		0.002		
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/ℓ		0.002		
1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ		0.004		
1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ		0.1		
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ		0.04		
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ		1		
1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ		0.006		
トリクロロエチレン	mg/ℓ		0.01		
テトラクロロエチレン	mg/ℓ		0.01		
1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ		0.002		
チウラム	mg/ℓ		0.006		
シマジン	mg/ℓ		0.003		
チオベンカルブ	mg/ℓ		0.02		
ベンゼン	mg/ℓ		0.01		
セレン	mg/ℓ		0.01		
ふっ素	mg/ℓ		0.8		
ほう素	mg/ℓ		1		
1,4-ジオキサン	mg/ℓ		0.05		
水素イオン濃度指数	—		4-9		
農用地（田に限る。）	砒素	mg/kg	15	含有試験	
	銅	mg/kg	125		
備考					

V 埋立て等施工中の水質検査

1 水質検査の実施方法

- (1) 特定事業区域内に湧水や常流水が確認された場合は、埋立て等施工前に多孔管や暗渠管等の排水施設を埋設して、湧水や常流水を区域外へ排出してください。このような暗渠排水施設から排出する水がある場合は、水質検査を実施してください。
- (2) 水質検査は、特定事業区域に土砂等の搬入を開始した日（又は前回の検査基準日）から6か月を経過する日、又は、土砂等の搬入を開始した日（又は前回の検査基準日）から計算して搬入土量5,000m³を超える日のいずれか早い日に、市長の指定する職員の立ち会いのもと試料を採取し、規則別表第2（P17、P18参照）の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定を行ってください。

2 水質検査の報告

1(2)に該当することとなった場合は、その日から1か月以内に、また、特定事業を完了し、廃止し、若しくは休止したとき又は特定事業の期間が満了し検査を行なうこととなった場合は、市長の定める日までに、次のとおり**特定事業区域内土壌検査等報告書（様式第12号）**に関係書類を添えて市に報告してください。

- (1) 検体試料採取調書（様式第6号）
- (2) 水質検査証明書（様式第13号）
- (3) 当該検査に係る排水を採取した地点の位置図
（縮尺100分の1～1,000分の1）
- (4) 上記(3)の採取状況を撮影した現場写真

特定事業区域内水質検査等報告書及び関係書類一覧

書類 番号	届出書・添付書類	様 式	作成上の留意事項及び明示する事項	縮尺等
1	特定事業区域内 土壌検査等報告書	様 式 第12号	書類番号2、3、4を添付すること。	
2	検体試料採取調書	様 式 第6号		
3	水質検査証明書	様 式 第13号	計量士（計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された者であつて、計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）第50条第1号に規定する環境計量士（濃度関係）であるもの）が発行したものに限り	
4	水質検査の試料を 採取した位置図及び 現場写真	任意の 様 式	・位置図は、周辺の状況が判明できるもの ・現況写真は、排出場所の概ねの全景、及び、採取状況が撮影されたもの	1/100～ 1/1,000

規則別表第2（第13条関係）

項目	測定方法
カドミウム	日本産業規格 K0102-3 14・3、14・4 又は 14・5 に定める方法
全シアン	日本産業規格 K0102-2 9・3・2 若しくは 9・3・3 の蒸留操作を行い、9・4、9・5 若しくは 9・6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）の分析を行う方法又は昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 1（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法
有機燐	日本産業規格 K0102-4 7・2・1 及び 7・2・3 に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくは EPN にあつては日本産業規格 K0102-4 7・2・1、7・2・2 及び 7・2・5 又は 7・2・1 及び 7・2・6 に定める方法（ただし、7・2・6 に定める方法により測定する場合において、7・2・2 のクリーンアップを行うときは、7・2・2 に定める操作とする。）
鉛	日本産業規格 K0102-3 13・2、13・3、13・4 又は 13・5 に定める方法
六価クロム	日本産業規格 K0102-3 24・3(24・3・3 及び 24・3・7 を除く。)に定める方法
砒素	日本産業規格 K0102-3 20・3、20・4 又は 20・5
総水銀	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 3 に掲げる方法
PCB	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
銅	日本産業規格 K0102-3 11・3、11・4、11・5 又は 11・6 に定める方法
ジクロロメタン	日本産業規格 K0125 5・1、5・2 又は 5・3・2 に定める方法
四塩化炭素	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2—ジクロロエタン	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1—ジクロロエチレン	日本産業規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2—ジクロロエチレン	シス体にあつては日本産業規格 K0125 5・1、5・2 又は 5・3・2 に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格 K0125 5・1、5・2 又は 5・3・1 に定める方法
1,1,1—トリクロロエタン	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2—トリクロロエタン	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3—ジクロロプロペン	日本産業規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 5 に掲げる方法
シマジン	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	日本産業規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	日本産業規格 K0102-3 26・2、26・3 又は 26・4 に定める方法
ふっ素	日本産業規格 K0102-2 5・2 及び 5・3、5・2 及び 5・4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200 ミリリットルに硫酸 10 ミリリットル、りん酸 60 ミリリットル及び塩化ナトリウム 10 グラムを溶かした溶液とグリセリン 250 ミリリットルを混合し、水を加えて 1,000 ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格 K0170-6 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)又は 5・2(蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、蒸留操作を省略することができる。)及び 5・5 に定める方法
ほう素	日本産業規格 K0102-3 5・2、5・5 又は 5・6 に定める方法

項目	測定方法
1,4—ジオキサン	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法
水素イオン濃度	日本産業規格K0102-1 12に定める方法

備考

- 1 この表の項目欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 2 この表の項目欄中「銅」の検査は、土砂等埋立等区域の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合に限る。

様式第 13 号

水質検査証明書			
様		年 月 日	
		分析機関名	
		代表者	
		所在地	
		電話番号	
		環境計量士	
年 月 日に依頼のあった検体について、水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）に定める方法、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年環境庁告示第 64 号）及び地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成 9 年環境庁告示第 10 号）により証明します。			
（検体番号 ）			
項目	単位	測定値	測定方法
カドミウム	mg/ℓ		
全シアン	mg/ℓ		
有機磷	mg/ℓ		
鉛	mg/ℓ		
六価クロム	mg/ℓ		
砒素	mg/ℓ		
総水銀	mg/ℓ		
アルキル水銀	mg/ℓ		
P C B	mg/ℓ		
銅（農用地(田)に限る）	mg/ℓ		
ジクロロメタン	mg/ℓ		
四塩化炭素	mg/ℓ		
1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ		
1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ		
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ		
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ		
1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ		
トリクロロエチレン	mg/ℓ		
テトラクロロエチレン	mg/ℓ		
1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ		
チウラム	mg/ℓ		
シマジン	mg/ℓ		
チオベンカルブ	mg/ℓ		
ベンゼン	mg/ℓ		
セレン	mg/ℓ		
ふっ素	mg/ℓ		
ほう素	mg/ℓ		
水素イオン濃度	mg/ℓ		
備考			

別記 1

特定事業土砂等搬入計画届出書の記載要領

1 届出書の提出方法等

- (1) 届出書は、可能な範囲で製本してください。(フラットファイル、ファイルケース等)
- (2) 特定事業土砂等搬入計画届出書類チェックリストを使用し、当該届出に添付する書類及び図面一覧表を参考に添付書類等を確認してください。
- (3) 届出書裏面を確認し、チェックリストの番号順に書類を添付してください。(目次をチェックリストの番号に合わせてください。)
- (4) 提出部数は1部とし、控えが必要な場合は副本を作成してください。

2 使用する様式

「特定事業土砂等搬入計画届出書（様式第2号）」を使用してください。

3 埋立て等の目的

建設残土の処分、宅地造成、農地改良、一時保管等、具体的な埋立て等の目的を記入してください。

4 特定事業区域、土砂等埋立等区域の位置、地目及び面積

位置は、対象となる土地の地番を筆毎に記載、地目も同様に記載してください。

面積は、面積計算書（小数点以下2桁）により算出された面積で、小数点以下1桁（下2桁切り捨て）まで記載してください。

5 特定事業を行う期間

令和7年5月の条例改正後の特定事業には期限はありませんが、予定する期間を記載してください。

6 特定事業区域に搬入する土砂等の数量

規則第7条第2項第8号による計画縦断面図及び計画横断面図により算出された土砂等の数量について、小数点以下1桁（下2桁切り捨て）まで記載してください。

7 特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画

別記2の特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画書記載例を参考に、実際の計画に沿った適切な内容を記載してください。

特定事業土砂等搬入計画届出書に添付する書類及び図面一覧表

見出番号等	申請書・添付図面	様式	作成上の留意事項	縮尺等
搬入計画 届出書	特定事業土砂等搬入計画 届出書	様式第 2 号	別記 1 「特定事業土砂等 搬入計画届出書の記載要 領」を参照のこと	
環境保全 計画書	特定事業区域の周辺の地 域の生活環境の保全に関 する計画書	別記様式 第 1 号	別記 2 「特定事業区域の 周辺の地域の生活環境の 保全に関する計画書」に 基づき作成すること。	
1	特定事業区域の位置を示 す図面	任意の様式	道路、地勢等周辺の状況 が容易に把握できるもの で、方位及び特定事業区 域の位置が記されている もの。	1/10,000 ～ 1/25,000
2	特定事業区域の付近の 見取図	任意の様式	特定事業区域及び土砂等 埋立等区域の周辺の状況 が容易に把握できるもの であること。	1/100～ 1/2,500
3 申請者が個人の場合に必要な書類 (以降「※ 1」は当該市町村で発行されたもの)				
	住民票の写し	※ 1	申請日前 3 月以内に発行 されたものであること	
4 申請者が法人の場合に必要な書類 (以降「※ 2」は法務局等で発行されたもの)				
	法人の登記事項証明書	※ 2	申請日前 3 月以内に発行 されたものであること。	
5 (1)	特定事業区域の土地の登 記事項証明書	※ 2	・申請日前 3 月以内に発行されたものであること。 - 公図 ・不動産登記法第 14 条第 1 項に規定する地図の写し又は同条第 4 項に規定する地図に準ずる図面の写し等 ・特定事業区域が明示されており、特定事業区域及び隣接地の地目、謄写した法務局名、作成年月日及び作成者氏名が記載され、作成者の押印があること。	
5 (2)	特定事業区域の土地の公 図の写し	※ 2		
6	当該所有権を有しない土 地を使用する権原を証す る書類 (申請者が特定事 業区域内の全部又は一部 の土地の所有権を有しな い場合)	任意の様式	例) 当該土地の賃貸借契約書等	

見出番号	申請書・添付図面	様式	作成上の留意事項	縮尺等
7	特定事業区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書	任意の様式		平面図 1/100～ 1/1,000 縦断面図 1/100～ 1/1,000
8	土砂等埋立等区域の計画平面図、計画断面図及び面積計算書	任意の様式		横断面図 1/100～ 1/1,000
9	埋立て等する土砂の予定容量計算書	任意の様式	・規則第7条第2項第8号による計画縦断面図及び計画横断面図により算出すること。 ・土砂の予定容量は、小数点以下1桁（下2桁切り捨て）まで表示する。	

10 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類				
(1)	排除条例に該当しないことの誓約書	別記様式第5号	個人・法人の別を丸で囲み、届出者が個人の場合は、住所・氏名及び日付を自署又は押印すること。	
(2)	特定事業に係る土地所有者の承諾書	別記様式第2号	土地所有者が個人の場合は、住所・氏名及び日付を自署又は押印すること。	
(3)	現況写真	任意の様式	・特定事業区域の全景がわかるように撮影すること ・特定事業区域の現況平面図に撮影位置を記入すること。	
(4)	その他、市長が必要と認める書類	適宜協議		

特定事業土砂等搬入計画届出書類チェックリスト

(規則第7条第2項順)

届出年月日： 年 月 日

届出者住所：前橋市 番地

氏名：

記載上注意

- 1 添付の記号は、○＝必ず添付、△＝必要に応じて添付
- 2 公的機関から交付される証明書等は、申請前3ヶ月以内のもので「原本」を使用
- 3 証明又は承諾・誓約に係る書類に限り押印
- 4 チェック欄は、申請者がチェック項目を確認し記載

見出し標記	添付	チェック項目	チェック欄
搬入計画届出書	○	特定事業土砂等搬入計画届出書（様式第2号）	
環境保全計画書	○	周辺地域の生活環境保全計画書（別記様式第1号）	
委任状	△	委任の内容、範囲	

条例第7条第3項（規則第7条第2項）で定める添付書類

見出し	添付	添付書類名	チェック欄
目次	○	チェックリスト	
1	○	特定事業区域の位置を示す図面	
2	○	特定事業区域の付近の見取図	
3	△	申請者が個人の場合：住民票の写し	
4	△	申請者が法人の場合：法人の登記事項証明書	
5(1)	○	特定事業区域の土地の登記事項証明書	
5(2)	○	特定事業区域の土地の公図の写し	
6	△	申請者が特定事業区域内の全部又は一部の土地の所有権を有しない場合は、使用する権原を証する書類	
7	○	特定事業区域の 現況平面図、現況断面図、面積計算書	
8	○	土砂等埋立等区域の 計画平面図、計画断面図、及び面積計算書	
9	○	埋立て等をする土砂等の予定容量計算書	

見出し	添付	添付書類名	チェック欄
10(1)	○	排除条例に該当しないことの誓約書（別記様式第5号）	
10(2)	△	土地所有者の承諾書（別記様式第2号）	
10(3)	○	現況写真	
10(4)	△	その他市長が必要と認める書類	

様式第 2 号

特定事業土砂等搬入計画届出書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

郵便番号

住所
届出者

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 7 条第 1 項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

埋 立 て 等 の 目 的		
特 定 事 業 区 域 の 位 置、地 目 及 び 面 積	位置、地目	面積 (実測) m ²
土 砂 等 埋 立 等 区 域 の 位 置、地 目 及 び 面 積	位置、地目	面積 (実測) m ²
特 定 事 業 を 行 う 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	
特 定 事 業 区 域 に 搬 入 す る 土 砂 等 の 数 量	m ³	
特定事業区域の周辺の 地域の生活環境の保全 に 関 す る 計 画	別紙のとおり。	
そ の 他		

備考

特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画は、別紙を添付すること。

(裏)

添 付 書 類	1 特定事業区域の位置を示す図面 2 特定事業区域の付近の見取図 3 届出者が個人である場合にあっては、届出者の住民票の写し 4 届出者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書 5 特定事業区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法第14条第1項に規定する地図の写し又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し 6 申請者が特定事業区域内の全部又は一部の土地の所有権を有しない場合にあっては、当該所有権を有しない土地を使用する権原を証する書類 7 特定事業区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書 8 土砂等埋立等区域の計画平面図、計画断面図及び面積計算書 9 埋立て等をする土砂等の予定容量計算書 10 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
------------------	---

特定事業に係る土地所有者の承諾書

特定事業土砂等搬入計画の届出者（ ）が当方の所有地である次表の土地において行う特定事業については、異議がないので承諾します。

所在地及び地番	地目	地積(公簿) (㎡)	備考

また、承諾の前提として、次の事項について届出者から 年 月 日 に説明を受け、その内容を確認しました。

1	届出者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
2	特定事業区域の位置及び面積
3	特定事業の期間
4	特定事業区域に搬入する土砂等の数量
5	特定事業に供する施設の設置計画（施設の位置を含む。）
6	特定事業が完了した場合の特定事業区域の出来形
7	特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画
8	特定事業の施工を管理する者（施工管理者）の氏名及び連絡先

上記のとおり、承諾したことを証するため、署名又は押印します。

年 月 日

土地所有者 住所

氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

注 土地所有者が法人の場合は、署名に代えて記名とすることができる。

別記様式第 5 号

誓 約 書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

届出者

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

私 ・ 当法人（その役員を含む。） 又は使用人は、前橋市暴力団排除条例（平成 23 年前橋市条例第 38 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等に該当しないことを誓約します。

別記 2

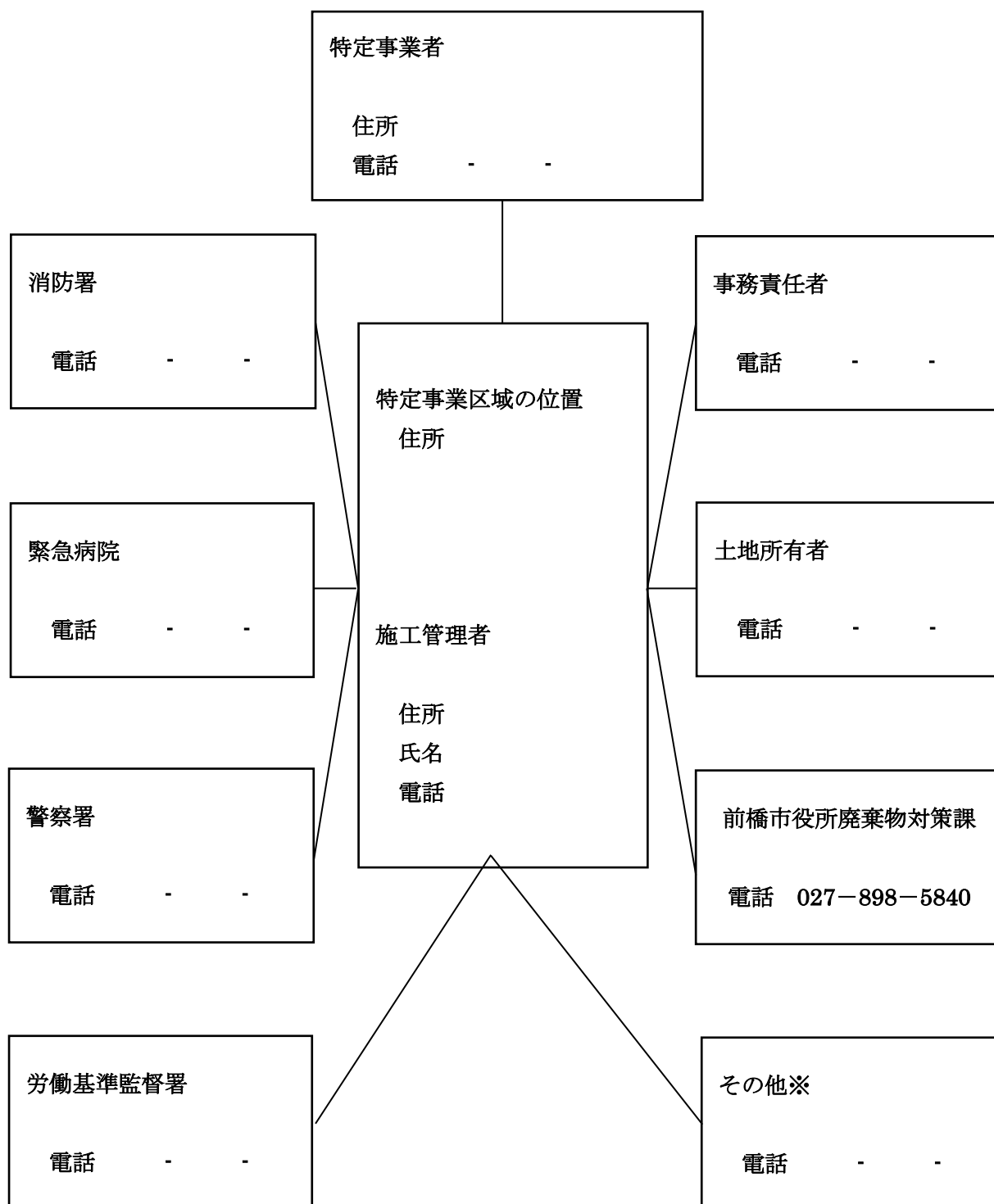
特定事業区域の周辺の地域の生活環境 の保全に関する計画記載例

別記様式第 1 号

特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画

粉 じ ん の 飛 散 防 止 対 策	・ 強風、乾燥等による周辺への粉じん飛散防止のため、適宜散水等を行うとともに必要に応じて防塵シートの設置等を行う。 ・ 特定事業区域が「大気汚染防止法」に基づく一般粉じん発生施設に該当するため、同法施行規則別表第 6 の管理基準を遵守する。 ・ 特定事業区域は「大気汚染防止法」に基づく一般粉じん発生施設に該当しないが、近隣住民からの苦情等があった場合は早期に対応する。
騒 音 防 止 対 策 振 動 防 止 対 策	・ 低騒音型の重機を用いて騒音の低減に努める。 ・ 必要により周辺を防音シートで囲い騒音を防止する。 ・ 不必要なバケット操作を行わないよう作業員に教育する。 ・ 申請地周辺は住宅地のため、土砂搬入に使用するトラックの騒音、振動の軽減に努める。 ・ 土砂等を搬入する時間帯及び埋立て等の作業を行う時間帯は、原則として、日曜日・祝日及び年末年始を除く日の午前 8 時から午後 5 時までとします。 ・ 搬入トラックの待機について、周辺住民に影響ない場所を選定し、早朝（午前 7 時前）は行わない。 ・ 特定事業区域内で行う作業が「騒音規制法、振動規制法及び県条例に基づく特定建設作業に該当するため、騒音(85dB)・振動(75dB)の規制基準を遵守する。
交 通 安 全 対 策	・ 近隣に小中学校があるため、学童等の登下校の時間帯は土砂等の搬入制限を行う。 ・ 搬入の状況により、交通事故の発生が懸念される場合は、交通誘導員の配置や交通安全施設の設置等を行う。 ・ 搬入車両は周辺通行時、徐行をさせ、過積載をさせない。
周 辺 住 民 の 安 全 対 策	・ 事業区域の周囲に、人が立ち入ることを防止するための柵を設け、出入口は、1箇所とし、作業終了後は施錠する。 ・ 事業区域から公道等への土砂等の巻き出しを防止する策を講ずる。また、搬入路は定期的に清掃を行う。
生活環境保全上 の支障の恐れが 生じた場合の 対 応	生活環境保全上の支障の恐れがあるときは、次のような措置を講じる。 ・ 搬入する土砂の外観が、黒色、白色度が強いなど異常が認められた場合は、直ちに搬入を停止し、市長に報告のうえ性状を再確認する。 ・ 搬入する土砂の流動性が高い場合、廃棄物の混入が認められた場合は、直ちに搬入を停止し、市長に報告のうえ排出元を再確認する。 ・ 雨水や湧水が事業区域から区域外へ排出される場合で、色、臭いなどの性状に異常を感じた時は、当該異常水の流出を防止する措置を講ずる。
緊 急 連 絡 体 制 の 整 備	続紙のとおり。 ・ 関係者及び関係行政機関との緊急連絡体制を整備するとともに、その内容を作業従事者等に十分周知徹底する。
そ の 他	・ ○○の表示がある搬入車両のみ土砂の搬入をさせる。 ・ 当該事業の原因による周辺公共物の毀損及び苦情等には関係機関へ連絡し早期に対応する。 ・ 周辺住民及び隣接土地所有者等には、令和 年 月 日に事業内容等を説明し、理解を得ている。（自治会等への説明規模により必要）

緊急連絡体制系統図



※「その他」には、電力会社、電話会社、ガス会社、農業用水管理区、地元関係者又は関係行政機関として市道路管理課や水道局若しくは県有施設の管理部局等が挙げられ、必要に応じて記載する。

別記 3

土砂等搬入届出書の記載要領

排出場所ごと、又は、同一の排出場所からの搬入量が5, 000 m³を超えるごとに届出。

1 使用する様式

「土砂等搬入届出書（様式第4号）」を使用してください。

土砂等搬入届出書には、「土砂等排出元証明書（様式第5号）」、「検体試料採取調書（様式第6号）」、「土壌検査証明書（様式第7号）」及び土壌検査の試料を採取した位置図及び現場写真を添付してください。

なお、搬入する土砂等が国等が行う事業により排出された土砂等である場合は、**検体試料採取調書及び土壌検査証明書**に代わり「**公共的事業排出土砂証明書（別記様式第3号）**」の添付とすることができます。

2 搬入する土砂の予定容量

「土砂等排出元証明書（様式第5号）」記載の土量を記載してください。

※土砂等排出元証明書記載の土量は、最大5, 000 m³までです。

土砂等搬入届出書及び添付書類一覧

書類番号	届出書・添付書類	指 定 式 様	作成上の留意事項及び明示する事項	縮尺等
1	土砂等搬入届出書	様 式 第 4 号	・土砂等の搬入予定量は、排出元証明書記載の土量の合計を記載すること ※一度に最高 5,000 m ³ まで	
2	土砂等排出元証明書	様 式 第 5 号	・土砂等の排出者の記名、押印がなされているもの ※一度に最高 5,000 m ³ まで	
3	検体試料採取調書	様 式 第 6 号		
4	土壌検査証明書	様 式 第 7 号	計量士（計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された者であって、計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）第50条第1号に規定する環境計量士（濃度関係）であるもの）が発行したものに限り	
5	土壌検査の試料を採取した位置図及び現場写真	任意	・位置図は、周辺の状況が判明できるもの ・現況写真は、排出場所の概ねの全景、及び、採取状況が撮影されたもの	1/100～ 1/1,000
6	公共的事業排出土砂証明書	別記様式 第 3 号	・証明者として公共的事業実施団体名の記名、押印がなされているもの	

搬出場所から直接搬入せず、一時仮置き場（ストックヤード等）を経由する場合は、その一時仮置き場から排出する土砂の**土壌検査証明書**を添付し、**土砂搬入届出書**を提出してください。

土砂等搬入届出書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

住所

届出者 氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 7 条第 1 項の規定による届出に係る土砂等の搬入を行いたいので、同条例第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

対象となる搬入計画 届出書の届出年月日	年 月 日
今回の届出に関する土砂等の排出場所及び土砂等を排出する者	(排出場所) 所在地 工事名 (排出する者) 住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名) 電話番号
搬入しようとする土砂等の予定量	合計 m ³
添付書類	①土砂等排出元証明書(様式第 5 号) ②土壌検査の試料を採取した位置図 ③土壌検査の試料を採取した現場写真 ④検体試料採取調書(様式第 6 号) ⑤土壌検査証明書(様式第 7 号) ⑥公共的事業排出土砂証明書(別記様式 3 号)

備考 この届出書は、土砂等を搬入しようとする日の 10 日前までに提出すること。

土砂等排出元証明書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

住所

土砂等の排出者 氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 7 条第 1 項の規定により届け出た特定事業区域に搬入する土砂等は、次の工事施工場所から排出したものであること及び当該土砂等の性状が基準に適合していることを証明します。

工 事 名	
工 事 施 工 場 所	
工 事 発 注 者	
工 事 施 工 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
工事に係る土砂等の総 排 出 量 及 び 当 該 特 定 事 業 区 域 搬 入 予 定 量	総排出量 m^3 当該特定事業区域搬入予定量 m^3
今 回 の 証 明 に 係 る 土 砂 等 の 排 出 量	m^3
今 回 の 証 明 に 係 る 土 砂 等 の 性 状	第一種建設発生土 第二種建設発生土 第三種建設発生土
今 回 の 証 明 に 係 る 土 砂 等 を 運 搬 す る 者	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
今回の証明に係る土砂等 による埋立て等を行う 特定事業の届出をした者	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

備考 今回の証明に係る土砂等の性状の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第 1 上欄の区分のうち、該当するものを○で囲むこと。

検体試料採取調書

年 月 日

住 所
届出者 氏 名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

住 所
採取者 所 属
職 氏名
電話番号

別添の検査証明書の検体試料を次のとおり採取しました。

検 体 区 分	
報 告 区 分	土壌検査（搬入・定期・廃止・完了） 水質検査（定期・廃止・完了）
採 取 年 月 日	
採 取 時 の 天 候	
土 壌 検 査 の 場 合 の 採 取 深 度	

備考 検体区分の欄には、この調書に係る土壌検査証明書又は水質検査証明書に記載された検体番号等を記載すること。

土壌検査証明書 年 月 日 様 分析機関名 代 表 者 所 在 地 電 話 番 号 環境計量士 印					
年 月 日に依頼のあった検体について、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。					
（検体番号 ）					
項目	単位	測定値	基準値	測定方法	
カドミウム	mg/ℓ		0.003		
全シアン	mg/ℓ		不検出		
有機燐	mg/ℓ		不検出		
鉛	mg/ℓ		0.01		
六価クロム	mg/ℓ		0.02		
砒素	mg/ℓ		0.01		
総水銀	mg/ℓ		0.0005		
アルキル水銀	mg/ℓ		不検出		
PCB	mg/ℓ		不検出		
ジクロロメタン	mg/ℓ		0.02		
四塩化炭素	mg/ℓ		0.002		
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/ℓ		0.002		
1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ		0.004		
1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ		0.1		
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ		0.04		
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ		1		
1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ		0.006		
トリクロロエチレン	mg/ℓ		0.01		
テトラクロロエチレン	mg/ℓ		0.01		
1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ		0.002		
チウラム	mg/ℓ		0.006		
シマジン	mg/ℓ		0.003		
チオベンカルブ	mg/ℓ		0.02		
ベンゼン	mg/ℓ		0.01		
セレン	mg/ℓ		0.01		
ふっ素	mg/ℓ		0.8		
ほう素	mg/ℓ		1		
1,4-ジオキサン	mg/ℓ		0.05		
水素イオン濃度指数	—		4-9		
農用地（田に限る。）	砒素	mg/kg	15		含有試験
	銅	mg/kg	125		
備考					

公共的事業排出土砂証明書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

住所

特定事業者 氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

公共的事業実施団体名

証明者(注)

職・氏名

印

(注：各公共的事業実施団体の長及び事業管理者の職(例：市長、土木事務所長等)・氏名を記載し、公印を押印すること)

下記の工事に係る土砂については、前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第9条第2項第1号に規定する事業により排出された土砂であることを証明します。

公共的事業名称 (工事名称)※	
公共的事業施工場所※	
事業施工期間※	年 月 日 ～ 年 月 日
事業に係る土砂等の総排出量及び当該特定事業区域搬入予定量※	総排出量 m^3 当該特定事業区域搬入予定量 m^3
今回の証明に係る土砂等の性状	第一種建設発生土 第二種建設発生土 第三種建設発生土
土砂等を運搬する者	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
対象となる搬入計画届出書の届出年月日	年 月 日

備考① ※印欄は、証明者の方が記入してください。

② 本証明書は、前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第9条第2項第1号の規定に基づく証明書であり、他の目的に使用することはできません。

③ 今回の証明に係る土砂等の性状の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1上欄の区分のうち、該当するものを○で囲むこと。

別記 4

特定事業土砂等搬入計画変更届出書の記載要領

1 使用する様式

「特定事業土砂等搬入計画変更届出書（様式第 3 号）」を使用してください。

2 届出を要する変更の内容

条例第 7 条第 2 項第 1 号から第 7 号までに掲げる事項を変更しようとするときは、当該事項を変更しようとする日の 10 日前までにその旨を市長に届け出なければなりません。なお、(1)に掲げる事項を変更しようとする場合は、あらかじめ届出時期等を相談してください。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 埋立て等の目的
- (3) 特定事業区域の位置及び面積
- (4) 土砂等埋立等区域の位置及び面積
- (5) 特定事業を行う期間
- (6) 特定事業区域に搬入する土砂等の数量
- (7) 特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画

3 変更の理由

変更に至った具体的な理由を記載してください。

特定事業土砂等搬入計画変更届出書及び添付図面一覧

書類 番号	申請書・添付図 面	様 式	作成上の留意事項及び明示する事項	縮尺等
1	特定事業土砂等 搬入計画変更 届出書	様 式 第 3 号		
2	添 付 図 面 又 は 書 類	任意	① 変更に係る内容が分かる書類が添付されていること。 ② 土砂等の数量の変更にあっては、当該数量を算出するために用いた変更縦断図、変更横断図及び変更容量計算書 ③ 図面については、搬入計画届出書に用いた図面と同一の縮尺の図面とし、変更の内容が容易に把握できるものであること。	

特定事業土砂等搬入計画変更届出書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

郵便番号

住所

届出者 氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 8 条の規定により、以下の事項を変更するため、関係書類等を添えて届け出ます。

対象となる搬入計画 届出書の届出年月日	年 月 日	
変 更 の 内 容	変更前	変更後
変 更 の 理 由		

備考

前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第 7 条第 2 項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る事項に関するものを添付すること。

別記 5

特定事業完了届出書の記載要領

1 使用する様式

「特定事業完了届出書（様式第 9 号）」を使用してください。

2 届出の期日

特定事業を完了した日から 10 日以内

3 土壌検査等

特定事業を完了した時は、その日をもって土壌検査を行う義務を負う（規則第 12 条）こととなり、その検査結果を市長に報告しなければなりません（規則第 14 条）。

なお、土壌検査のための試料は、市職員立会のうえ採取しなければなりません。

（水質検査が必要な場合も、同様の義務を負います（規則第 13 条）。）

特定事業完了届出書及び添付図面一覧

書類 番号	申請書・添付図面	様 式	作成上の留意事項及び 明示する事項	縮尺等
1	特定事業完了届出書	様 式 第 9 号		
2	特定事業区域の出来形平面図、出来形断面図及び面積計算書	任意の 様 式	出来形断面図は、出来形縦断面図及び出来形横断面図とする。	
3	土砂等埋立等区域の出来形平面図、出来形断面図及び面積計算書	任意の 様 式		
4	埋立て等した土砂の出来形容容量計算書	任意の 様 式	土砂の容量は、出来形縦断面図及び出来形横断面図より算出すること。	
5	出来形雨水等排水図	任意の 様 式	排水施設の位置、規模、勾配及び水の流れの方向及び吐口の位置が記載された図面。（排水施設の種類、材料が記載されていること。）	

特定事業完了届出書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

住所

届出者 氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第7条第1項の規定による届出（同条例第8条の変更の届出をした場合にあっては、当該変更の届出を含む。）に係る特定事業を完了したので、同条例第10条第1号の規定により、次のとおり届け出ます。

対象となる搬入計画届出書の届出年月日及び特定事業を行う期間	年 月 日 年 月 日 ～ 年 月 日
変更を届け出た年月日 及び 特定事業を行う期間	年 月 日 年 月 日 ～ 年 月 日
完了搬入土砂量	m ³
完了年月日	年 月 日

備考

- 完了した特定事業区域の出来形に関する図面を添付すること。（平面図、断面図、排水施設図、土砂等容量計算書等）
- 変更届のあった時は、その都度行を挿入し、届出日等を記入すること。

別記 6

特定事業廃止又は休止届出書の記載要領

1 使用する様式

- ・「特定事業廃止（休止）届出書（様式第 10 号）」を使用してください。
- ・特定事業区域の出来形に関する図面を添付してください。

2 届出の期日

- ・特定事業を廃止又は休止した日から 10 日以内
- ・休止した特定事業を再開しようとする時は、再開する日の 10 日前

3 土壌検査等

特定事業を廃止し若しくは休止した時は、それらの日をもって土壌検査を行う義務を負う（規則第 12 条）こととなり、その検査結果を市長に報告しなければなりません（規則第 14 条）。

なお、土壌検査のための試料は、市職員立会のうえ採取しなければなりません。

（水質検査が必要な場合も、同様の義務を負います（規則第 13 条）。）

特定事業廃止（休止）届出書及び添付図面一覧

書類 番号	申請書・添付図面	様 式	作成上の留意事項及び 明示する事項	縮尺等
1	特定事業廃止（休止）届出書	様 式 第 10 号		
2	特定事業再開届出書	様 式 第 11 号		
3	特定事業区域の出来形平面図、 出来形断面図及び面積計算書	任意の 様 式	出来形断面図は、出来形縦断面図及び 出来形横断面図とする。	
4	土砂等埋立等区域の出来形平面 図、出来形断面図及び面積計算書	任意の 様 式		
5	埋立て等した土砂の 出来形容量計算書	任意の 様 式	土砂の容量は、出来形縦断面図及び 出来形横断面図より算出すること。	
6	出来形雨水等排水図	任意の 様 式	排水施設の位置、規模、勾配及び水 の流れの方向及び吐口の位置が記 載された図面。（排水施設の種類、 材料が記載されていること。）	

特定事業廃止（休止）届出書

年 月 日

（宛先）前橋市長

住所

届出者 氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 7 条第 1 項の規定による届出（同条例第 8 条の変更の届出をした場合にあっては、当該変更の届出を含む。）に係る特定事業を廃止（休止）したので、同条例第 10 条第 1 号の規定により、次のとおり届け出ます。

対象となる搬入計画 届出書の届出年月日	年 月 日
変更を届けた 年 月 日	年 月 日
計画期間及び廃止年 月日又は休止期間	計画期間 年 月 日 ～ 年 月 日 廃止年月日 年 月 日 ～ 年 月 日 （休止期間 年 月 日 ～ 年 月 日）

備考

- 1 特定事業区域の出来形に関する図面（平面図、断面図、土砂等容量計算書等）を添付すること。
- 2 変更届のあった時は、その都度行を挿入し、届出日を記入すること。

VI 罰則等

命令（条例第6条、第9条、第13条）

左欄に掲げる場合は、右欄の命令を受けることがあります。

土壌基準に適合しない土砂等による埋立て等のおそれ	埋立て等の停止、現状を保全するために必要な措置を講ずること
土壌基準に適合しない土砂等による埋立て等	当該土砂等の全部もしくは一部の撤去、土壌の汚染を除去するために必要な措置を講ずること
土砂等の性状が基準に適合せず、かつ、生活環境保全上必要と認められるとき	当該土砂等の搬入に必要な指示、報告書の提出、搬入の禁止
土砂等の搬入の届出をしていないとき、土砂等の検査を実施せず、報告しなかったとき、書類の備置き・閲覧をさせなかったとき、報告を求められた者が報告せず、虚偽の報告をしたとき、市の検査を拒み妨げ忌避し、質問に答弁せず虚偽の答弁をしたとき	必要な改善、事業の停止

罰則（条例第18条から第22条）

左欄に掲げる場合は、右欄の罰則が科せられることがあります。

措置命令違反	2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
搬入禁止等の命令違反、改善命令・事業停止命令違反	1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
搬入計画届出義務違反、搬入計画変更届出義務違反、搬入事前届出義務違反、土壌検査・水質検査結果報告義務違反、適合違反土砂等搬入報告義務違反、報告徴収応答義務違反、立入検査忌避	50万円以下の罰金
完了等届出義務違反、書類等保存義務違反	30万円以下の罰金

問い合わせ先 前橋市環境部廃棄物対策課

〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目 12 番 1 号

TEL 027-898-5840 FAX 027-223-8524

E-mail: haitai@city.maebashi.gunma.jp

HP: <http://www.city.maebashi.jp/jigyousya/376/009/index.html>